

市立千歳市民病院広報 第21号

ふれあい

～平成20年3月1日発刊～



病院理念

『より質の高い 心あたたまる医療の実現』

基本方針

1. 患者様の人権を尊重し、十分な説明と同意のもとに安全で良質な医療をめざします。
2. 地域の基幹病院として医療機関との連携を促進し、地域医療の向上に努め、地域住民の健康維持に貢献します。
3. 救急医療と小児医療及び周産期医療の充実を図り、地域住民が安心できる医療を提供します。
4. 自治体病院として公共性を保ち、効率的な病院経営に努めます。
5. 職員は専門職としての誇りと目標を持ち、常に研鑽して知識と技術の向上に励み、チーム医療を推進します。
6. 働きがいのある職場として環境を整備し、明るい病院づくりをめざします。

院内広報誌『ふれあい』

患者様ならびにご家族の方々に病院をよく知っていただき
職員と患者様の交流の場となる誌面をめざしています。


千歳市北光2丁目1番1号
市立千歳市民病院
編集長 能中 修
事務局 総務課総務係

0123-24-3000(内線 231)



後期高齢者医療制度について

平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まります




後期高齢者
医療制度って？

75歳以上の方を対象とした、新しい独立した医療制度です。

75歳以上の方などは、現在、国民健康保険や被用者保険※などの医療保険制度に加入しながら、老人保険制度医療を受けていますが、平成20年4月からはこれらを脱退し、新しく創設される「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになります。

※被用者保険とは、政府管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、各種共済組合などの総称です。




対象者は？

後期高齢者医療制度は75歳以上の方
全員が対象で加入手続きは不要です。
(一定の障がいのある方は65歳以上)




- ① 75歳以上の方（75歳の誕生日から資格取得になります）。
- ② 65～74歳で一定の障がいの状態にあることにつき広域連合の認定を受けた方（認定日から資格取得になります）。ただし、本人からの申し出により後期高齢者医療制度へ移らないこともできますが手続きが必要となります。



被保険者証の交付はいつごろ？


対象の被保険者一人ひとりに1枚ずつ
交付され、平成20年3月下旬にお手
元に届く予定です。



医療機関で医療を受けるには？

平成20年4月からは、広域連合が交付する「後期高齢者医療被保険者証」の1枚を提示して医療を受けることとなります。

現行では「被保険者証+老人医療受給者証」の2枚を提示していましたが、平成20年4月から「後期高齢者医療被保険者証」の1枚でよく、自己負担額も現在の老人保健制度と同様、かかった医療費の1割（ただし、現役並所得者は3割）を負担していただきます。



保険料はいくら？
納付方法は？

個人ごとに算定された保険料を被保険者一人ひとりが負担能力に応じて公平に支払うことになり、原則として年金からあらかじめ差し引いて納付されます。（所得の低い方は世帯の所得水準に応じて軽減措置あり）



医療給付の内容は？

広域連合が被保険者に支給する医療給付の種類は、次のとおりであり、今までの老人保健制度や国民健康保険で支給されているものと基本的には同じです。また、医療と介護の自己負担額が高額となる方の負担を軽減するために、新たに高額介護合算療養費が加わりました。

医療給付の種類	こんな時に受けられます	給付を受けるには
療養の給付	病気やけがの治療を受けたとき	医療機関で被保険者証を提示
入院時食事療養費	入院したときの食費	市町村民税非課税世帯の方は事前に市町村への申請が必要
入院時生活療養費	療養病床に入院したときの食費・居住費	
保険外併用療養費	利用者の選定による特別の病室の提供などを受けたとき	申請は不要
訪問看護療養費	訪問看護サービスを受けたとき	
療養費	やむを得ず医療費の全額を自己負担したとき	市町村への申請が必要
特別療養費	資格証明書を受けている人が病気やけがの治療を受けたとき	
移送費	緊急の入院や転院で移送が必要になったとき	
高額療養費	1ヶ月の患者負担が高額になったとき	
葬祭費	被保険者が死亡し、その方の葬祭を行ったとき	
高額介護合算療養費※	下記をご覧ください	

※高額介護合算療養費とは

【自己負担限度額(8月1日～翌年7月31日の年額)】

同じ世帯の後期高齢者医療の被保険者において、医療保険の患者負担と介護保険サービスの利用者負担の両方で自己負担がある場合は、これらの合算額について、新たに年単位(8月1日～翌年7月31日の12月間)での限度額を設け、その負担を軽減するものです。自己負担限度額は右の表のとおりです。なお、これを受けるためには、被保険者から市町村の窓口への申請が必要です。

区分	合算後の限度額
① 現役並所得者	67万円(89万円)
② 一般	56万円(75万円)
③ 市町村民税非課税の世帯に属する方で、④以外の方	31万円(41万円)
④ 市町村民税非課税の世帯に属する方で、年金受給総額が80万円以下の方および老齢福祉年金を受給している方	19万円(25万円)

注) 平成20年度に限り、平成20年4月1日から翌年7月31日までの16月間でも計算でき、その場合の自己負担額は、()内の金額です。

参考資料：後期高齢者医療制度周知リーフレット【北海道後期高齢者医療広域連合作成】

詳しいお問い合わせは…



・北海道後期高齢者医療広域連合 (電話 011-290-5601)

【ホームページ】 <http://iryokouiki-hokkaido.jp>

・お住まいの市町村

平成20年4月から

新しい健診・保健指導が始まります

- 対象者** 40歳から74歳までのすべての方が対象となります
- 実施主体** 医療保険者〔国保・政府管掌保険・組合健保ほか〕
- 目的** メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病を改善するための保健指導を行ない、生活習慣病の有病者・予備軍を平成27年度までに25%減少させる
- 内容** 病気と生活習慣との関連を理解し生活習慣病の改善を自ら行えるように支援する

※メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）とは…
内臓肥満に加え、高血糖、高血圧、脂質異常という危険因子を2つ以上持っている状態をいいます。

検査内容

基本的な健診（必須項目）

- ◆診察等
 - ・問診（病歴、治療中の病気、服薬中の薬、生活習慣などの情報）
 - ・身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）
 - ・理学的所見（身体診察など）
 - ・血圧測定
- ◆脂質を調べる検査
 - ・中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール（血液中に含まれる中性脂肪とLDLコレステロールの高値はメタボリックシンドロームの危険信号です）
- ◆代謝系を調べる検査
 - ・血糖、ヘモグロビンA1c、尿糖（糖尿病などや肥満が原因で起こりやすい代謝異常を発見する手立てになります）

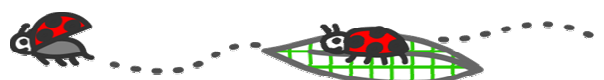
- ◆肝機能を調べる検査
 - ・AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GPT（肝機能障害やアルコール過剰摂取を発見する手立てになります）
- ◆尿・腎機能を調べる検査
 - ・尿たんぱく（腎臓の病気を発見する重要な手立てとなります）

詳細な健診 ※医師が必要とした人のみ行います

- ◆貧血を調べる検査
 - ・赤血球数、血色素（ヘモグロビン）、ヘマトクリット（貧血を判定するとともに、ほかの病気が潜んでいないかを調べます）
- ◆その他
 - ・心電図検査、眼底検査（動脈硬化の進行度を調べます）

健診は1年に1回は、必ず受診しましょう！

詳しくは、ご加入の医療保険者にお問い合わせください。

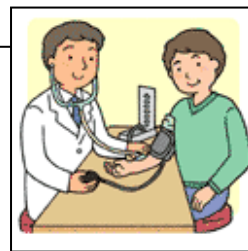


今までの健診方法とこれからの健診方法

今まで

従来の健診と保健指導

- ・ 健診は病気の早期発見・治療が目的
 - ・ 保健指導は病気ごとに実施
- (例) 糖尿病では・・・運動習慣と食事制限で血糖コントロール
 高脂血症では・・・一日一万歩歩く、間食や揚げ物に注意
 高血圧では・・・食塩の摂取は1日10g未満に



これから

特定健診・特定保健指導

- ・ 健診はメタボリックシンドロームおよび予備群の抽出が目的
- ・ 保健指導はリスク別に必要度に応じて実施

健診によりメタボリックシンドローム該当者
 および予備群等をリスクの数で階層化

階層化
 結果に基づき

生活習慣病発病の危険度により対象者をグループに分ける

積極的支援

動機づけ支援

情報提供

受診勧奨

個人のリスクや必要性に応じた保健指導



編 集 後 記

そろそろ春らしく暖かくなってきました。この季節卒業や入学、就職などなど…忙しい時期でもあると思います。

ところで、皆さんは家のお掃除の時に掃除機をかけるとはと思いますが、掃除機のゴミを溜める袋やフィルターの中にはダニなどが多くて、掃除機から嫌な臭いを感じたことはありませんか？とても簡単な方法がありますのでお試しください。

⇒ 掃除機をかけ始める前に、ティッシュペーパーにアロマオイル（おすすめはラベンダーやティーツリー）を5～6滴垂らします。それを掃除機に吸い込ませてから掃除するだけ！

どうでしょうか？精油は雑貨屋などでも売っていますので、気になる方は是非お試しください。

※精油は絶対に直接皮膚にはつけないでくださいね！

看護師 T



患者様の権利と責任

当院では、より質の高い心あたたまる医療を実現するために、『患者様の権利と責任』を定めています。

1 医療を受ける権利

どなたでも公平に、安全で適切な医療を継続して受けることができます。

2 知る権利

ご自分の病気や検査、治療方法について、理解し納得できるまで説明を受けることができます。また、ご自分のカルテの開示を求めることができます。

3 自分で決定する権利

十分な情報提供を受けたうえで、ご自分の意思により同意や選択、拒否ができます。また、他の担当医や他の病院を選ぶことができます。

4 プライバシーの権利

診療の過程で得られた個人情報や病院内での私的なプライバシーが保護されます。

5 参加と協力の責任

これらの権利を守るため、患者様には医療従事者とともに医療に参加し、協力することが求められます。

- ① 現在の病状や過去の治療歴について、できるだけ正確に教えてください。
- ② 検査や治療は、必要性和安全性を十分理解したうえで受けてください。
- ③ 他の患者様の権利を尊重し、職員の業務に支障をきたさないよう、病院内のルール・マナーを守ってください。
- ④ 検査や治療のためにかかった医療費はお支払ってください。
- ⑤ 医療人の育成にご理解のうえ、ご協力をお願いします。

市立千歳市民病院 院長

『患者様の権利と責任』について、何かご意見がありましたら承りますので、ご遠慮なく医師、看護師、その他の職員もしくは【患者様相談窓口：1階医事カウンター①番窓口】までお知らせください。患者様からいただきましたご意見を尊重し、日常の診療の改善に役立てたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いします。